

令和4年度第2回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録

日時：令和4年11月21日（金曜日）10：00～12：00

場所：泉佐野市役所4階 庁議室

出席委員 委員 新田 輝彦、委員 藤里 晃、委員 立山 眞吉（副会長）
委員 萬田 清、委員 松岡 史子、委員 中村 初美、委員 喜友名 綾
委員 西願 幸雄、委員 宇都宮 明貴子、委員 野口 新一
委員 中西 常泰、委委員 東谷 寛、員 中藤 辰洋（会長）
委員 山中 辰也、委員 上仁 裕美子
欠席委員 委員 北野 義徳、委員 東谷 寛治、
市出席者 島田 純一 人権推進担当理事、川崎 弘二 人権推進課長
奥野 秀樹 人権推進課主幹

1. 開会

事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は審議会規則第7条第2項の規定により委員総数17名のうち15名のご出席をいただいておりますので、委員総数の1/2以上ですので、会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

なお、当審議会はこの後、公開されます議事録を作成するために録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

次に事前にお配りさせていただいている資料等についてご確認いただきたいと思います。（次第から順に資料を確認）

それでは審議に移りたいと思います。審議会規則第7条第1項の規定により中藤会長に議事の進行をお願いします。

中藤会長

おはようございます。委員の皆様には、お忙しい中、また朝早くより委員会にご出席いただきありがとうございます。本審議会は9月に市長から「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正と、「泉佐野市人権教育推進計画」の改訂という、今後の泉佐野市の人権行政を推進していく上で根幹となる2つの重要事項の諮問を受けました。本日を含め、予定ではあと3回の会議で一定の結論を出す必要があり、非常にタイトなスケジュールとなっています。限られた時間ではありますが、積極的な議論をよろしく願いいたします。

議案に入る前に、前回の会議で頂戴しましたご意見・ご要望への回答や現状報告等を事務局にお願いしていましたので、まずはそちらからお願いします。

事務局

前回の審議会の中で出た4点につきましてご報告させていただきます。

1点目の「以前若い学校の先生と話した時、部落について聞いたことがない・知らないとおっしゃった方がいました。それほどに現在は接点がない状況になっています。」につきまして、市教職員の人権教育担当に、教職員に向けた人権教育の研修の実施状況を確認したところ、令和3年度は11の人権に関する講座を述べ327名の教職員が受けたそうです。テーマは多文化共生、在日外国人教育、同和教育、ハンセン病回復者、性的マイノリティの子ども等についてです。また、毎年夏休みには新転任の教員に向けた同和問題に関する研修も行っています。講義を受け、地区の方からお話を聞かせていただくという内容になっています。こちらは令和3年度に155名の教員が受講しました。

2点目は「例えば、市行政に部落に関する問い合わせの電話が来る等の事案が起きた時に、職員が的確に対応してその人を啓発できるのでしょうか。相談というのは最終的に解決が必要なので、審議会ですっかり議論し、公共団体の職員が共通した相談対応を行える仕組みを作っていくことが重要です。」につきまして、現在、市の職員は窓口対応マニュアルに沿って対応しており、委託分は市の職員へ対応を引き継いでいます。今後、独立行政法人に窓口業務を委託していく中で、市と締結する協定書等に対応も含めて盛り込んでいくとのことです。

3点目ですが「「改正」「改定」「改訂」のいずれかに言葉を統一してほしいです。改正という言葉は、既にあるものを正しくするように感じられてしまうので、先ほどからの思いを「正す」とも捉えられかねません。「改定」がよいのではないのでしょうか。」というご意見がありました。総務課の担当に確認したところ、法律・条例等の場合は「改正」という表現になるそうです。

4点目の「市民意識調査の分析について、市長は報告書の「はじめに」の下から6行目で「今後、市長の附属機関である部落差別撤廃人権擁護審議会のご意見を聴きながら分析を深め、人権施策をより効果的に進めるための基礎資料として活用してまいります。」と書いていますが、一方で友永先生の分析もあります。その整合はどう取るのでしょうか。」につきまして、事務局としては友永先生の分析を主軸に置きつつ、本条例の改正及び泉佐野市人権教育推進計画の改訂について審議会ですべて審議を進めていく中で委員の皆様のご意見を聞き、反映しながらまとめたものが審議会の分析になると考えています。

中藤会長

事務局からの報告についてご意見やご質問はありますか。

委員

1点目ですが、新転任の教員全員に対して人権に関する講座の参加対象者数と欠席者数の把握を行っているのでしょうか。

事務局

受講者数のみ聞いているため、確認します。

2. 議案

(1)「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正カ所(案)について

(事務局：【資料1】【資料2】に沿って説明)

中藤会長

何かご意見やご質問はありますか。

委員

いずみさの女性センターに関して、設立当初は、市民参画という視点も兼ねて、誰でも気軽に訪れて市職員に悩みを話せる、よりどころのような場所でした。それが去年から民間委託に変わったため、電話相談はあるものの対面での相談は予約が必要となり、センター内からは職員がいなくなりました。これで女性センターと言えるのか疑問です。元に戻してほしいと要望は出していますが、改善されていません。

例えば学校で授業する際、「女性センターから来ました」と自己紹介しても、生徒は女性センターがどこにあるか知りません。あるにはあるものの誰も行っていない状況です。このような基本的な部分を何とかしてから「女性センター等における的確な相談体制」等の文言を入れるべきです。現在の状況は情けないと感じています。ぜひ立ち上げ当初の気持ちに戻って、女性センターのあり方を今一度見直してほしいです。

男女共同参画の視点はあらゆる差別に関係しており、あらゆる差別に男女が表れます。例えば、同和問題で差別されている上で、女性であることによって何重にも差別を受ける人がいます。障がい者の方も同様です。そのような点も含め、しっかりと確認してほしいです。

事務局

女性センターに関する立ち上げ等の元々の経緯は伺っています。今まで直営でやってきましたが、市の方針として、委託できる窓口は委託にしています。いつでも市の職員がいるという気軽さは失われましたが、面接相談、電話相談、カウンセラーのような専門家に委託することで、より一層きめ細かに相談を行えるようになりました。一方で、本庁でも総合生活相談とは別に、細かい様々な電話相談を受け付けていますが、女性センターを今から市の直営に戻すのは難しい状況です。

委員

以前より予約が必要な対面相談や電話相談は存在しており、電話相談は市民講座を受講した人が担当していましたが、委託になりました。一回やったことを元に戻せないというの

は疑問です。

かつての女性センターは、対面での相談を予約する程ではないような、ちょっとしんどいことを気楽に言える場所でした。これが基本であり、それをなくしてしまうというのは残念です。昔は女性だけが対象であったものの、男女共同参画の視点から、今は男性も女性も一緒になって悩みを吐き出せる場所という意味合いも出てきています。市役所に来て話せばよいと言いますが、その敷居が高いから、女性センターのように気楽に困りごとを話せる場が必要とされているのです。同じ思いを抱えている人は多いと感じています。

事務局

現場から言いますと、本当は職員が常駐し、誰でも気軽に相談できる体制を取りたいのですが、残念ながら昔に比べて人権行政を行う体制は縮小されています。元に戻すべきところからも要望は出していますが、正直に言いますと難しい状況です。

委員

「市民のための」という基本的なことをもう少し考えてほしいです。行政のことを言われても市民には関係がありません。

委員

【資料1】(1)～(3)は改正に伴って絶対に入れるべきだと考えています。

〇〇委員がおっしゃっていた(1)の留意事項の②で、市民交流センターについても触れられています。この施設は歴史的な経緯もあり、北部と南部にそれぞれ置かれています。

例えば、まずは相談窓口が必要だと思うので、指定管理業者に参入するためには女性の相談が必ずできる環境を整えてからエントリーしなければならない等の条件を設けるなど、相談に関する規程を入れるべきです。指定管理業者や公民館を運営する出先機関も含め、誰が来ても相談できる知識やスキルは必要不可欠です。そのような体制を整えていく上でも、【資料1】(1)～(3)の3点は重要です。当事者の女性から意見が出ていることを伝えて本庁に検討してもらい、指定管理業者の評価項目に規定するのがよいと思います。

また、友永先生の提案には基本的に大事なことが書いてありますが、【資料2】(2)は、以前の提案に入っていましたでしょうか。人権課題を詳細に書くことにより、記載が抜けている項目に関して議論が起きてしまうというような意見もありますが、それは違うようにも思います。いずれにせよ、【資料1】(1)～(3)と【資料2】(1)と(3)は大事なことなので入れてほしいです。

また、もう1点、実態の把握が必要だと思います。市民意識調査はありますが、それぞれの地域でどのような問題が起きているかを含めた調査が必要ではないでしょうか。特に部落は公営住宅が多く、低所得の方がやって来る一方で、元々の住民は所得が上がると出ていきます。様々な困難を抱えた人が一か所に集まってしまう仕組みになっているので、実態の把握は必要だと思います。

事務局

【資料2】(2)は、他市町の条例等を参考とした事務局の提案であり、友永先生のご提案ではありません。

委員

〇〇委員と全く同意見です。女性センターと名前はついていますが、中身は空っぽです。利用するにあたっては生涯学習センターの窓口にお問い合わせの必要があるため入りづらく、また、実際に行っても職員がいないので話したいことも話せない状況になっています。実態が伴っていないため、使いようがないのが現状です。グループで待ち合わせて話し合い等に利用することはできても、個人的にイベントを開催するとなると難しいです。名前だけの空き家という印象を受けています。

中藤会長

女性センターに限らず、相談体制の充実は大きな課題です。困難なことも多いと思います。改正にあたり、事務局に検討してほしいです。

委員

南部と北部にある交流センターの中間点に女性センターがあるのは、交通の面からみてよいと思います。

委員

学校教育の実態に関して、部落等の地域にある学校は人権教育が積み重なり行き届いていますが、その地域だけがよくてもいけません。泉佐野市の全ての学校で同じレベルの人権教育をしていくのが当たり前と考えています。実際に教育を行っていると言っても、明らかに差が出てきています。皆に人権教育が行き届く配慮をお願いします。また、条例の存在を子どもたちに分かってもらえるように、学校教育に組み込んでいくことも必要だと感じます。

もう1点、LGBTQの人権課題について、昔からあったことが今表に出てきています。当事者の子どもは1クラスに2人いてもおかしくない計算であり、実際に何件か相談も受けています。私たちは小学生に対し、自分と違う人に価値観を押し付けず、個性を尊重するように教えていますが、学校全体でも伝えていくことが重要です。現実に悩んでいる子どもたちがいるので、入れてもらいたいです。

委員

【資料2】(3)モニタリングは絶対に入れてほしいです。部落探訪のように部落を回って撮影した町並みをYouTubeに上げている人がいます。その地域の住民は気分が悪いです。大阪府連に相談して現在は削除されていますが、このような事案があった際に行政として突き詰めて対応してほしいと思います。湯浅町の条例だと、差別者に対し市長が指摘し、従わなかった場合に氏名を公表できます。そのぐらいまで踏み込んでほしいです。

事務局

先日も堺市以南の人権担当の課長会議で集まりました。体制の問題もあり、モニタリングを実施している市町はまだ少ないです。また、フィルタリングがあるため、常にあらゆるサイトを閲覧できる訳ではありません。1週間に1回1時間程度等、頻度は市によって様々ですが、フィルタリングを外してもらわないと検索が行えません。政策推進課の情報政策係と協議しながら、時間を決めてモニタリングを行えるように打診しています。当然、今後重要となる課題であり、協議の必要があります。

湯浅町の条例にある名前の公表については、事務局としてはそこまで踏み込んで条例に盛り込むのは難しいのではないかと考えています。

委員

何年か前、市役所に対し部落等の地域について電話で問い合わせてきた人に、市役所まで来てもらって話し合いを行った記憶があります。今もそういう形を取られているのでしょうか。

事務局

今は電話での直接の問い合わせはありません。しかし、去年1件、同和地区かどうか調べてほしいという人が来たことはありました。問い合わせの地域がそうであるかないかも答えられませんし、何のために必要なのかということや、調べることによって傷つく人がいることをお話ししました。

インターネット等水面下で発生している事案は把握が難しいですが、電話等直接の対応があれば市の人権対策本部で小委員会が開かれて案件があがってきます。そのためのマニュアルも全員が見られるようにしていますが、近年そのような案件はありません。しかし、事案が起きたら対応するという方針は変えていません。

委員

なぜ、今条例改正かということに関しては、人権三法、特に部落差別解消推進法ができたことが大きいです。約30年前に出来た条例にも関わらず「あらゆる差別」という言葉が入っていたのは、様々な差別があるという前提に立っていたためです。

この条例は宣言的な条例となっています。改正したら、規制を入れることも大事だと思います。どのような形で具体化できるかについては検討の必要がありますが、その辺りも加味した上で改正を行わないと意味がありません。せっかく市長が審議してほしいと提案してくださっているので、しっかりと議論する必要があります。

宣言的な条例と言ったのは、「努力する」や「努める」という文言が多いためです。先程話題にあがった湯浅町の条例は部落差別に限定したものであり、泉佐野市の条例で扱う「あらゆる差別」はもっと幅広い議論になります。30年以上経っての条例改正であるため、友永先生の指摘も踏まえつつ、努力ではなくはっきり言いきることも大事だと思います。

また、女性センターは当時熱を持って設立したものでした。ところが、皆様の意見を聞くとは現在は中身がなく、また相談窓口はカウンセラーに委託しているとのことですが、そのカ

ウンセラーは差別を本当に分かっているのでしょうか。ああしなさい、こうしなさいだけでは問題解決になっていきません。2つの市民交流センターの真ん中に位置する女性センターをぜひともよくして行ってほしいです。条例改正とあわせ、見直すためのよい機会だと思います。

委員

【資料1】(1)の相談窓口に関して、事務局より前回審議会の質問に対し回答をいただきましたが、10月から窓口業務を独立行政法人化することによって、今後相談体制をどのように充実していくのか不安です。見える形で具体的に体制の説明をお願いいたします。

事務局

相談窓口は今は民間への委託業務になっており、部落差別等のセンシティブな話題についての窓口対応は職員にバトンタッチしていると聞いています。独立行政法人に変わった際どうなるかと言えば、現在の委託先も人権の研修を受けていますが、さらに突っ込んだ研修が必要になってくるのではないかと考えています。法人としての研修を行うとともに、どこから職員に引き継ぐかという線引きも明確にする必要があると考えています。

委員

研修では、条例について等、泉佐野市の人権問題への取組を示す必要があると思います。また、窓口を利用する人は対応してくれる人が委託の職員か市の職員か分からないため、しっかりとした教育が必要です。

委員

健康保険等の複雑なことを聞くと、窓口で対応しきれずに奥から職員が出てきます。

中藤会長

約30年前に大阪府下で初めて条例が制定され、改正もおそらく初めてになるのではないかと思います。府下に誇れる改正にしたいです。

条例は自治体の法律なので、あまり細かい言葉で書くことができず、「努める」等の表現になってしまいます。変更できるところは変更しつつ、条例に書けるかどうかは別として、モニタリング等の盛り込めるとよいと思う具体的な取組について意見をいただき、最終的にまとめていければと思います。

委員

被害者救済が重要であると感じます。橋下徹元大阪市長がヘイトスピーチ規制を条例化しようとしていた際、被害者救済を一番に主張していました。被害者が法に訴える際に支援ができる仕組みは大事だと思います。

モニタリングについて堺以南で協議しているようですが、モニタリングを行う際は担当を1つの部局に絞るのではなく、できれば全庁的に全ての部局がローテーションできるよ

うに役割分担を行える環境を作ってほしいです。条例の改正に際し、友永先生のご提案に追記しつつ、体制についても詳細な議論が必要であると思います。

委員

被害者救済も盛り込むと同時に、差別した側に対する罰則規定も盛り込んでほしいです。それが難しければ付帯決議等他の方法を検討してほしいです。

また、審議会の諮問条項を明文化してもらえると議論しやすいので、審議会のことも条例に書いてほしいです。

【資料2】(1)については、全体的な情勢を鑑みて書くのがよいと思います。現時点での法律や新たにできた法律を元に泉佐野市でも条例を改定する、といった文言も盛り込めませんかでしょうか。

中藤会長

本日出た意見を含め、次回の審議会で改正案を出していただき、検討していきます。

(2)「泉佐野市人権教育推進計画」の改訂・骨子(案)について
(事務局：【資料3】に沿って説明)

委員

コロナ禍の影響等から不登校の子どもが非常に増えていることを心配しています。不登校の生徒は全国で24万人おり、予備軍はその3倍いると言われていています。人口減少に加え、このような状況下で今の子どもたちはどのような大人になっていくのでしょうか。現在、学校へ行くのが当たり前のことではなくなってきました。5年程前に教育機会確保法ができ、学校へ行かなくてもよいということになりましたが、保護者は子どもを非常に心配しています。

先日、青少年問題協議会の案内を受け、「不登校は不幸じゃない」という命題の講演を聞きに行きましたが、学校の教員の方も来られていました。先程も言及されていたように、相談窓口は重要です。しかし、不安な保護者からのどうしたらよいのかという質問に対して、市に2箇所教育支援センターがあることには触れず、フリースクールの紹介等をしていました。行政の相談窓口があるのに、違う場所へ行ってしまう状況に、複雑な気持ちになりました。保護者が頼ることのできる相談窓口をしっかりと明記してほしいです。また、講座に参加した教員の人権感覚が実際どう変化したかは、参加者数を見るだけでは分かりません。このような点を不安に思います。

中藤会長

現段階で素案に不登校についての項目はないようです。

委員

最近、ヤングケアラーの研修を行いました。学校に行けない子どもたちの中には、親の世

話をしなければならない等、家の事情がある人もいます。なかなかそれを自分から言えずに、やって当たり前と考えてしまい、誰かに助けを求められません。大学の先生に「何歳からヤングケアラーだと思いましたか」と質問したところ、最年少は3歳でした。その子の母親は心の病を抱えており、親の頭をよしよしと撫でてあげていたそうです。そのようなことをすべき年齢ではありませんが、しなければならないと思ってしまうています。このような複雑な社会状況ですが、子どもには一人ひとり幸せに暮らす権利があります。人権は命につながっていくので、そのような点をしっかりと踏まえた計画にしてほしいです。

事務局

計画に盛り込めるようにします。

委員

25 ページの「(9) 性自認・性的指向に関わる人権問題」は、公の女性が「性的マイノリティに生産性がない」と発言したこともあり、特に大事な問題ですが、来年から取組を進めるのでしょうか。出先機関も含めて、泉佐野市での性自認に関する教育の仕方や方向性を共有できるようにしなければなりません。高齢者全員とは言いませんが、「男」と「女」が正しいという意識を持つ人は多く、教育が重要になっています。学校という現場でどこまで浸透させられるか等の課題はあります。また、交流センターや公民館にパンフレット等を置いてほしいです。

質問ですが、人権対策本部の開催は定期的に行っているのでしょうか。それとも課題ができたときに開催しているのでしょうか。

事務局

町別懇談会や校区ごとの地区委員会活動では、今年度の市全体の方針をお伝えし、校区や地区での研修の内容を決める会議を必ず1回は行います。また部長・課長級に講師になってもらうため、それぞれの地区で担当者を集め講師団研修を行い、講義のテーマをお伝えしています。それとは別に、差別事象が起きた際には随時小委員会を開催しています。定期的に行うのは町別懇談会です。

中藤会長

性自認の件は検討をお願いいたします。

委員

性自認につきまして、女性センターが講師になって佐野工科高校でここ3、4年続けて年に1回講座を行っています。男子が多く、女子は2%くらいの学校ですが、話をすると真剣に聞いてくれますので、教育の現場で正しい知識を伝えることが大事です。ある学校では、小学校5、6年生を対象に当事者を呼んで研修しています。それと同時にビデオ等を用いた講義も行いますが、当事者を呼ぶと、子どもにとっては初めて見る当事者となり、その人が「ああいう人たちがゲイなのだ」というモデルとしてインプットされる傾向にあります。そ

れも悪いことではありませんが、全体を見ればもっと色々な人がいるという教育が必要ですので、正しい知識を教えることが大切です。先程話に出た、当事者に会ったこともないのに反対する議員は話になりません。

委員

最初の報告で人権研修の参加者を延べ数で出していましたが、それでよいのでしょうか。全員は受講していないということでしょうか。学校単位で何人受けたのか、また受けなかった理由は何なのでしょう。子どもに教育する前に先生を教育する必要があります。新転任の教員に向けた研修を行っているとのことでしたが、推進校でなければ部落差別の問題はほぼ扱わないと聞いたことがあります。差別事象について、悪いことと思っていなかったという人もいます。新転任の教師は必ず研修を受けるとしても、一生に1回研修を受ければそれで終わりではありません。そういうことも含めて議論し、研修への向かい方を考えてほしいです。

中藤会長

次回までに今ある分の素案の内容を見ていただき、全体を通して変更も踏まえた議論を行いたいです。

3. その他

事務局

次回審議会は12月末を予定しています。

委員

計画について、不登校以外にもいじめの問題がほとんど書かれていないので、課題としてもっと触れてほしいです。

4. 閉会